



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 証紙代金収納計器の指定 (税務課) 1
- 証紙代金収納計器の取扱人の指定事項の変更の承認 (税務課) 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるとの事前届出 (水産課) 2
- 基本測量の実施の終了の通知・2件 (道路管理課) 2
- 県営都市公園の利用料金の承認・8件 (都市計画・モノレール課) 3
- 市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更認可 (建築指導課) 13

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民生活課) 13
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・4件 (都市計画・モノレール課) 14

告 示

沖縄県告示第252号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則 (昭和51年沖縄県規則第35号) 第2条第1項の規定により、証紙代金収納計器を次のとおり指定した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

証紙代金収納計器の名称	型式	計器番号	指定年月日
証紙代金収納計器システム	SH-2010型	沖縄016	平成26年 3月10日
証紙代金収納計器システム	SH-2010型	沖縄017	平成26年 3月11日

沖縄県告示第253号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則 (昭和51年沖縄県規則第35号) 第10条第4項の規定により、昭和59年沖縄県告示第301号で告示した証紙代金収納計器の取扱人に係る指定事項の変更を次のとおり承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 変更承認に係る証紙代金収納計器の取扱人
 - (1) 主たる事務所の所在地 浦添市字港川512番地の4
 - (2) 名称 一般財団法人沖縄県自動車標板協会
- 2 変更承認に係る事項
 - (1) 変更前

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器番号
浦添市字港川500番地の10	ハスラー計器 F88型 沖縄008 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄011

	日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器 SH-2010型 沖縄014
宮古島市平良字下里1037番地の1	ハスラー計器 F88型 沖縄009 ハスラー計器 S337/F325A型 沖縄012 日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器 SH-2010型 沖縄015
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器 S337/F325C型 沖縄013

(2) 変更後

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器番号
浦添市字港川500番地の10	日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器 SH-2010型 沖縄014
浦添市字港川512番地の53	証紙代金収納計器システム SH-2010型 沖縄016
宮古島市平良字下里1037番地の1	日清紡ポスタルケミカル証紙代金収納計器 SH-2010型 沖縄015
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器 S337/F325C型 沖縄013 証紙代金収納計器システム SH-2010型 沖縄017

3 変更の年月日 平成26年 3月27日

沖縄県告示第254号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年4月18日から同年5月2日まで伊平屋村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年4月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 発起人の住所及び氏名 伊平屋村字田名1702番地 嘉納増秀、伊平屋村字田名1479番地の2村営住宅6棟102号 新垣雅士
- 2 加入区 伊平屋加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊平屋村漁業協同組合

沖縄県告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 基本測量を実施した地域 国頭郡東村
- 2 基本測量を実施した期間 平成25年6月3日から平成26年3月14日まで
- 3 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

沖縄県告示第256号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域

- 2 基本測量を実施した期間 平成25年 6月28日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

沖縄県告示第257号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり名護中央公園の利用料金を承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番 1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第258号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄県総合運動公園
- 2 指定管理者 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106 株式会社トラステック
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 陸上競技場

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）		
競技場	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	10,480円	10,480円	20,960円	3,140円	
			児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円		
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額							
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,960円	20,960円	41,920円	6,290円			
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額						
共用利用			一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円			トレーニング室の利用を含む。		
			児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円					
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円			
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円			
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円						
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円						
会議室				800円	800円	1,600円	230円		
放送室				2時間につき 610円			備付けの放送設備の全ての利用を含む。		
照明設備	全点灯			1時間につき 2,570円			専用利用の場合のみ徴収する。		
	2分の1点灯			1時間につき 1,280円					
シャワー				1人1回につき 100円					

(3) 補助競技場

区分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）

専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	一般・学生	3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
		児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
	その他の催物に専用利用する場合			6,700円	6,700円	13,400円
共用利用		一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
		児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

(4) 蹴球場

区分			利用料金の額 (一面につき)				備考	
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)		
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	2,400円	2,400円	4,800円	690円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
		児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円		
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額						
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	4,810円	4,810円	9,620円	1,410円		
照明設備	全点灯		1時間につき 1,910円					
	2分の1点灯		1時間につき 950円					

(5) 庭球場

区分			利用料金の額 (一面につき)	
			9時～17時(1時間につき)	時間外(1時間につき)
センターコート	入場料を徴収しない場合	一般・学生	470円	550円
		児童・生徒	230円	270円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額	
サブコート	一般・学生		400円	470円
	児童・生徒		190円	230円
照明設備			1時間につき 210円	

シャワー	1時間につき 30円
------	------------

(6) 体育館

区分				利用料金の額				備考	
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)		
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,210円	6,210円	12,420円	1,850円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
				児童・生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額					
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,420円	12,420円	24,840円	3,700円			
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額							
共用利用			一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円			サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。		
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	1,620円	1,620円	3,240円	470円		
			児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円		
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額					
			その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,250円	3,250円	6,500円	940円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額							
	共用利用			一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				
児童・生徒				1人1回につき 70円 回数券11回分 700円					
トレーニング	専用利用	一般・学生	1,680円	1,680円	3,360円	490円			
		児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円			

ング室	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円	
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円	
放送室			2時間につき 610円	備付けの放送設備の全ての利用を含む。
照明設備	メインアリーナ		1時間につき 3,700円	専用利用の場合のみ徴収する。
	サブアリーナ		1時間につき 290円	
シャワー			1人1回につき 100円	

(7) 水泳プール

区分				利用料金の額				備考
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
専用利用	入場料を徴収しない場合	50メートルプール	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	利用するコースが全コースでない場合の利用料金の額は、左記の利用料金の額から1コース当たりの利用料金の額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
			児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円	
		温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	
			児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額				
共用利用	50メートルプール		一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
	25メートルプール	冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
		温水	一般・学生	1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円				
			児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				

レクリエーション プール	一般・学 生	1人1回につき 860円 回数券11回分 8,600円
	児童・生 徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円
	幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円

(8) 屋内運動場

区分		利用料金の額	
グラ ウン ド	アマチュアスポーツ及びレ クリエーションの普及振興 のための催物に専用利用す る場合	全面利用	一般・学生 1時間につき 3,080円 児童・生徒 1時間につき 1,540円
		2分の1面利用	一般・学生 1時間につき 1,540円 児童・生徒 1時間につき 770円
	4分の1面利用		一般・学生 1時間につき 770円 児童・生徒 1時間につき 390円
		その他の催物に専用利用す る場合	入場料を徴収しない場合
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の利 用料金の額に時間数を乗じて 得た額に、徴収する最も高い 入場料の額に100を乗じて得た 額を加算した額
	照明設備	全点灯	1時間につき 2,220円
2分の1点灯		1時間につき 1,100円	
4分の1点灯		1時間につき 550円	
シャワー		1人1回につき 100円	

(9) オートキャンプ場

区分	利用料金の額
泊り	1区画につき 2,710円
日帰り	1区画につき 1,350円
シャワー室	1回につき 100円

(10) 備品の利用料金

種類	利用料金の額	
陸上競技場	棒高跳用一式	100円
	走高跳用一式	100円
	決勝審判台	100円
	着地測定器	100円
	移動障害物一式	100円

	上記以外のもの1点につき	40円
体育館	移動式バスケットリング一式	200円
	体操用フロア	300円
	ハンドボール用ゴール	200円
	バドミントン一式	100円
	バレーボール一式	100円
	卓球台一式	100円
	フェンシング一式	300円
	特設ステージ	1,050円
	体操用具（1種目につき）	200円
水泳プール	水球一式	100円
屋内運動場	レクリエーション用具一式（1種目につき）	100円
	マイク（スタンドを含む。）1本につき	100円
	上記以外のもの一点につき	40円

- (注) 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 5 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。
 6 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
 7 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。
 8 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

沖縄県告示第259号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり浦添大公園の利用料金を承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額
行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
----	----	--------

物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第260号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり首里城公園の利用料金を承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 首里城公園
- 2 指定管理者 本部町字石川888番地 一般財団法人沖縄美ら島財団
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 駐車場

区分	利用料金の額
大型車	1台1回につき960円 回数券11回分9,600円
小型車	1台1回につき320円 回数券11回分3,200円

- (注) 1 「大型車」とは、利用定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラックをいう。
 2 「小型車」とは、利用定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未満のトラックをいう。

沖縄県告示第261号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の利用料金を承認した。

平成26年4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106 株式会社トラステック
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年4月1日
- 4 利用料金の額

行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第262号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり海軍壕公園の利用料金を承認した。

平成26年4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 海軍壕公園
- 2 指定管理者 那覇市字小禄1831番1 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年4月1日
- 4 利用料金の額

行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第263号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり平和祈念公園の利用料金を承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 平和祈念公園
- 2 指定管理者 糸満市字摩文仁444番地 公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第264号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおりバナナ公園の利用料金を承認した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 バナナ公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番 1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的お祭り広場

区分	利用料金の額				備考
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
グラウ 入場料を徴収 一般・学生	1,770円	1,770円	3,540円	510円	利用面積が2分の1以下

ンド	しない場合	児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円	の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
照明設備	全点灯	1時間につき 450円					
	2分の1点灯	1時間につき 220円					
	4分の1点灯	1時間につき 110円					

- (注) 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
 2 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 3 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。
 4 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 幼児

沖縄県告示第265号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 再開発会社の名称 旭橋都市再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称 那覇広域都市計画事業モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成17年11月15日から平成31年3月31日まで
- 4 施行地区及び工区
 - (1) 施行地区 那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部
 - (2) 工区 北工区（那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部約1.8ヘクタール）及び南工区（那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部約2.7ヘクタール）
- 5 事務所の所在地 那覇市泉崎2丁目105番地18
- 6 施行認可年月日 平成17年11月15日
- 7 変更の内容 事業施行期間の延長、施行地区への北工区の編入及び工区分け
- 8 権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限 平成26年5月17日
- 9 規準及び事業計画の変更の認可の年月日 平成26年3月27日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年6月3日まで縦覧に供する。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 4月 4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヴィクサーレススポーツクラブ
- 3 代表者の氏名 加藤久
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市古波蔵3丁目7番25号邁進ビル3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県に在住する青少年とその指導的立場にある成人、及びその者たちが居住する地域社会に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動やボランティア活動によって、スポーツ振興と子どもの健全育成、まちづくりや環境保全を図りながら、沖縄県のスポーツ文化の振興及び子どもから大人までの健康や生きがいがいづくりに寄与するとともに、沖縄県とその地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・5・名15号北農線及び3・4・名22号安田根川線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 うるま市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

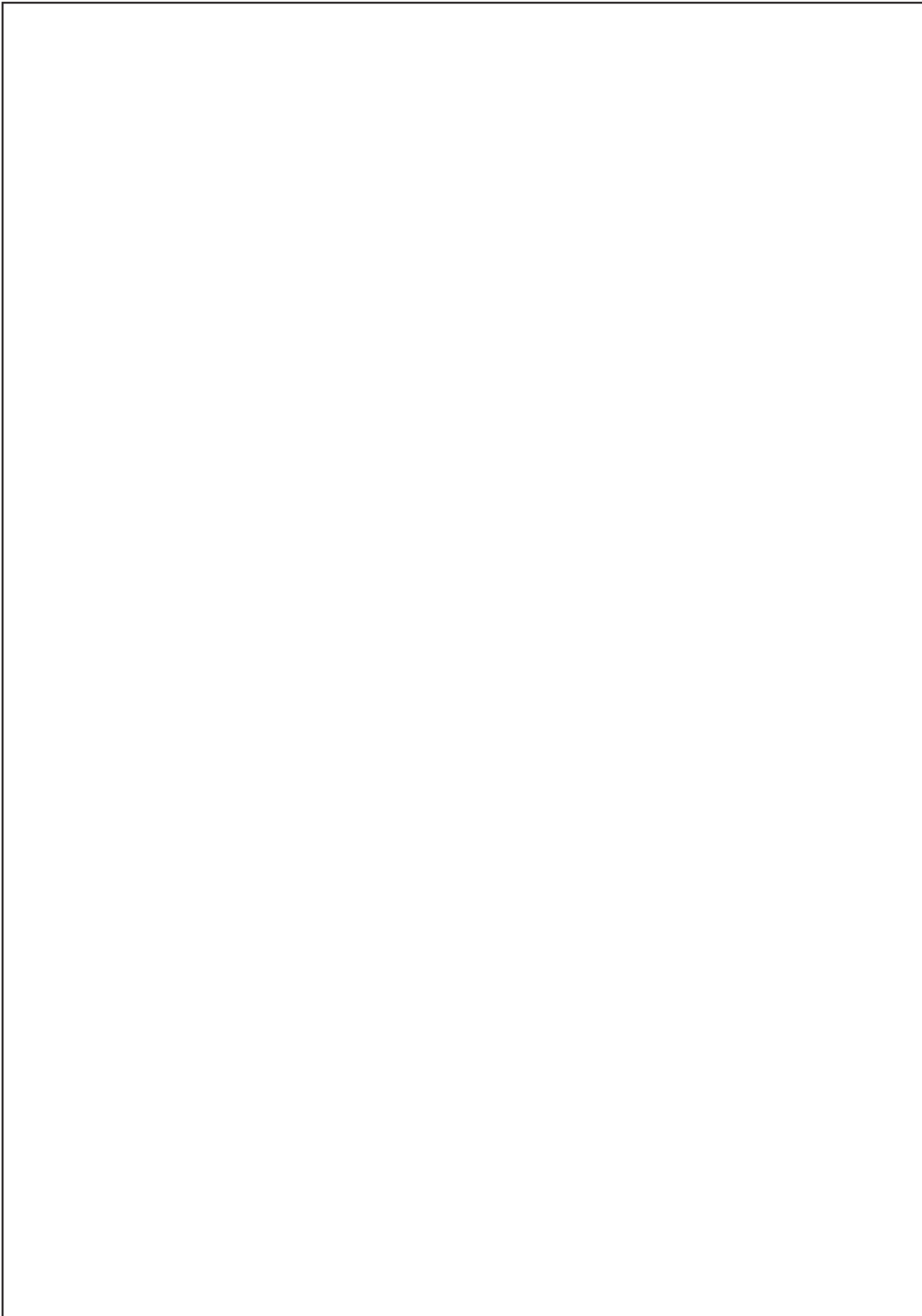
- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画特定用途制限地域（うるま市勝連南風原の一部、勝連平安名の一部、勝連内間の一部、勝連平敷屋の一部、勝連津堅の一部、勝連浜の一部及び勝連比嘉の一部）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画特別用途地区（地場産業振興地区（壺屋地区））
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--